

仕 様 書

1. 委託業務の名称

鳥取県日吉津村方言音声データのテキストデータ化事業業務

2. 委託業務の目的

本村では職員の働き方改革を推進しており、A I や R P A 等の I C T を活用した業務の効率化に取り組むこととしている。

本業務では、A I を活用した議事録作成支援システム（以下「システム」という。）を導入することで、議事録作成に要する時間を削減し、職員の事務作業の効率化を図ることを目的とする。

3. 基本的な考え方

本システムは、次にあげる項目を全て満たすことを基本とする。また、本仕様書は、上記の目的及び基本的な考え方に基づいた機能・構成等について、最低限の基準を示したものである。提案書の提出に当たっては、本仕様書の意図するところを最大限考慮し、本村に最適な機器等の納入を検討すること。

(1) 品質の確保

安全かつ適正な運用を実施するために必要と考えられる品質を確保する。

(2) 情報セキュリティ対策

- ① 機密性、完全性、可用性の各々を確保するために必要と考えられる十分な機能を有していることを要する。（データ盗難・改ざんの防止、動作状況の監視、障害回復等。）
- ② プライバシーマークや I S M S 等のセキュリティに関する第三者機関からの認証を受けていることが望ましい。

(3) 業務内容

本村が実施する会議等の音声データを対象に、以下の議事録作成支援を行うものとする。

- ① 受託者は、総合行政ネットワーク A S P アプリケーションによりシステムを提供すること。
- ② 受託者は、システム利用に当たって、必要な録音機器を調達すること。
- ③ 村は、会議等の内容を録音した音声データを用意し、利用者は I D 等によりシステムにログインの上、音声データをアップロードする。
- ④ 受託者は、アップロードされた音声データをシステムによりテキストデータに変換する。
- ⑤ 村は、テキスト化されたデータをダウンロードし、テキストを修正しながら議事録を作成する。
- ⑥ 文字起こしを行った変換結果と修正内容のテキストエリアを左右に並べて編集が行

えること。また同時に音声を再生しながらテキストの編集が行えること。

⑦ 受託者は、委託期間中の利用実績を報告する。

⑧ 事業終了時には、クラウド上のデータ消去等の処置を行い、その旨を証明する書類を提出する。

(4) AIクラウドの共同利用の検証

本村の近隣の自治体とAIクラウドの共同利用を検討し、方言音声データのテキストデータ化について検証事業について支援を行うこと。

(5) その他

① 予算額以内で事業期間中、毎月60時間以上の会議の文字起こしができること。

② システムの運用に必要な保守及び管理を行うこと。

③ 月間もしくは利用者単位で利用実績把握ができることが望ましい。

4. 委託期間

この契約の締結の日から令和3年2月28日（予定）まで

5. 秘密の保持

受託者は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、紛失の防止、その他適正な管理のための措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

6. その他

(1) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び日吉津村個人情報保護条例（平成13年条例第2号）に則り適切に管理する。

(2) 本業務に必要となる機器、開発ツール、媒体、事務用品などの調達、場所の確保、交通費、通信費等については、受託者負担とする。また、業務期間中に発生したシステムのライセンス料等は、委託料に含めるものとする。

(3) 業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権及び使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。また、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。

(4) 業務遂行に当たっては、責任者及び担当者を明らかにし、村と連絡を密に取りながら確実に業務を履行すること。

(5) 村からの要請に応じ、助言等を求められた際は速やかに対応すること。

(6) 本業務により提出された成果品については、村の取組の一環として公表する可能性がある。ただし、公表内容等については、村と受託者が協議の上、決定するものとする。

(7) 本仕様の定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、村と受託者が協議の上、決定するものとする。